【表紙】

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【会社名】 南海辰村建設株式会社

【英訳名】 Nankai Tatsumura Construction Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 口 野 繁

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区難波中三丁目 5番19号

【電話番号】 06-6644-7802 (ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 管理本部長 山 本 昇

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区難波中三丁目 5 番19号

【電話番号】 06-6644-7802 (ダイヤルイン)

【縦覧に供する場所】 南海辰村建設株式会社 東京支店

(東京都中央区銀座五丁目15番1号)

南海辰村建設株式会社 横浜営業所

(神奈川県横浜市中区尾上町三丁目39番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2019年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 2019年6月1日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1)監査等委員会および監査等委員に関する規定、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行う。
- (2)業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設する。
- (3)公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定める。
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、亘 信二、口野 繁、野村 昭、奥村 透、山本 昇および畑 安弘の6名を選任する。
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、藤田隆一、大塚清明、堀家正則および堀川博史の 4名を選任する。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額444,000千円以内に設定し、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によることとする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額54,000千円以内に設定し、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	225,281	814	0	(注) 1	(注) 4 可決 96.4%
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)6名選任の件					(注) 4
亘 信二	225,076	1,020	0		可決 96.3%
口 野 繁	225,078	1,018	0	(注) 2	可決 96.3%
野 村 昭	225,111	985	0	(12) =	可決 96.4%
奥 村 透	225,096	1,000	0		可決 96.3%
山 本 昇	225,088	1,008	0		可決 96.3%
畑 安弘	225,083	1,013	0		可決 96.3%
第3号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件					(注) 4
藤田隆一	225,196	900	0	(注) 2	可決 96.4%
大 塚 清 明	225,252	844	0	(12) 2	可決 96.4%
堀 家 正 則	225,260	836	0		可決 96.4%
堀川博史	225,197	899	0		可決 96.4%
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除				(注) 3	(注) 4
く。)の報酬額設定の件	224,549	1,547	0	(11) 3	可決 96.1%
第5号議案 監査等委員である取				(注) 3	(注) 4
締役の報酬額設定の 件	224,634	1,462	0	(,, =	可決 96.2%

- (注) 1.第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。
 - 2.第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
 - 3.第4号議案および第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
 - 4.本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の合計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則り適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上